

「アメリカ教育使節団報告書」を通して見る
戦後幼児教育への希望（前編）

織田望美

（大学院生）

「幼児教育が国の将来への基本であることは、いつでもの真理である」しかも、新日本建設という、未曾有の変革と、まっしぐらの躍進との今日において、その担当する使命は、特に、殊に、大きく又深いものである^{注1}。これは、戦後復刊された『幼児の教育』第一号に寄せられた一文である。戦後の混乱と廃墟、そして占領という特殊な状況の中、新しい未来の創造を目指し立ち上がった人々。本誌の復刊は、そうした人々の思いの結晶として捉えることができるだろう。本号と次号の「幼児の教育アーカイブズとの対話」コーナーでは、

戦後における幼児教育関係者の未来への希望がうかがえる記事を連載の形で紹介する。

戦後占領下の一九四六年および一九五〇年、二度にわたって来日したアメリカ教育使節団は、それぞれ日本における教育改革の基本構図を示す文書として、「アメリカ教育使節団報告書」（以下、報告書と略す）を提出した。これを受け、当時本誌の編輯主幹を務めていた倉橋惣三は、各報告書の幼児教育に関する提言内容について解説し、さらにそれらに対する自らの見解を述べた記事を発表している。もっとも、アメリカ人の手によって英語で作

織田望美（おだのぞみ）

お茶の水女子大学大学院博士後期課程在学。戦後占領期における幼児教育改革について、主にアメリカ側の視点から研究を行っている。

成された報告書の訳出や解釈をめぐっては、
いまだ議論の余地が残されており、これらの
記事に示された解釈や主張はあくまで倉橋個
人のものとして捉えられるべきであろう。と
はいえ、戦後の幼児教育界を代表する存在と
して活躍していた倉橋が、報告書に対しどの
ような見方を示していたのかという点は、実
際の報告書に込められていた作成者側の意図
と並んで重視されて然るべきではないだろう
か。というのも、提示された改革案をいかに
受け取るかという点にこそ、当時の幼児教育
に対する人々の期待や希望の一端が如実に表
れていると考えられ、また、倉橋の解釈や主
張は、彼の立場上、一個人の私見以上の意味
を持ち得たと考えられるためである。

そこで本連載では、報告書を受け倉橋が発
表した記事を通して、戦後幼児教育が目指し
た一つの姿を垣間見ることを試みる。前編と
なる本号では、一九四六年三月に提出された

「第一次アメリカ教育使節団報告書」を受け、
復刊第二号となる『幼児の教育』に掲載され
た記事を紹介する（本連載ではアーカイブズ記
事の再録に際して、旧字体は新字体に、歴史的仮
名遣いは現代仮名遣いに改めた。また、誤記と思
われる字句にはママと付記した。引用文中の注記
は筆者による）。

米国教育使節団報告書中の幼児教育に関 する提言と学校教育の下への延長

倉橋惣三

（第四十五卷第二号 一九四六年十二月）

米国教育使節団の報告書中、幼児教育に就
ての提言は必ずしも長くない。殊に、幼児教
育に対する独立の一章を設けられてもいない。
この点は、幼児教育に特に関心を有するもの
にとって、充分の満腹を感ぜしめるものでは

なかつた。しかし、これを以て、使節団が幼児教育に無関心であつたとか、無理解であつたとかいふことでは少しもない。——中略——

『児童の成長發達の確實な原則から見て、学校施設を更に年少の児童にまで及ぼすことの賢明なことが分る。正規の学校制度に必須な改革が行われ、適当な経費が支給せられる時が来たら、育児所や幼稚園をもっと多く設けて、これを小学校に組み入れるように勧める』
(文部省訳)

更めて分解を加えるまでもなく、この提言が二つの重点をもつことは明かである。

第一、幼児期への施設教育の必要

第二、その施設は小学校の組織に合体せらるべきこと。

第一の、必要論の根拠としては、児童の成長と發達の確乎たる原則という言葉が用いられている。「確實」の原語は、Soundであり、「賢明なことが分る」の原語は、marantであり、

り、共に極めて強い言葉が使われている。この報告は心理学の教科書でもなく、教育学の論文でもないから、児童心理の叙述と、幼児教育の論述とをする必要はないのであるし、そうした学説は、定明白なることであるから、その結論が決定提示せられれば足りるのである。そして、その強い決定は寸鉄を以て断じているのである。ただ、即時断行を提言せられていないのは、此の問題の熱心者にとつて、聊かあきたらない感を免れないが、わが国財政の現状と、しかも、学校組織全般の速かな民主化完成のために、龐大な経費の国家的負担を予想し要望している使節団としての、いわば遠慮ともいふべきことでもあろうか。この点に関しては更めて論じたいと思つているが、これはどこまでも教育行政上の言い方で、施設の幼児教育の必要そのものの断定は、これがために、少しも弱められはしない。殊に、その断定が表明せられている強い言葉使いは、決

して看過してはならないのである。その後のことは、われらの側の問題であり責任である。

第二の要点は、幼児教育の必要論から一歩進んで、国家の教育組織における、幼児教育施設の在り方、実際であつて、幼児教育が、どういう軌道に乗つて進展普及せられてゆくべきかに関する現実的提言である。この点に就ては、第一主点とちがつて、種々の説が立てられるでもあろうし、その説の立て方の方式においても種々の着眼があり得るであらうが、観念的に学校と幼児教育施設とを別に見ることによつて此の組入れに反対することは、少くも、此の報告書の立論の本質に対して、合理的でないことは（前述したところの如く）明かである。殊に、幼児教育の熱心者によるその「義務制化」の主張は、学校組織への合体を当然に内包しているものともいえる。いづれにせよ、国の児童全体を対象とすることを本質とする小学校(Primary School)

への「組入れられる。」(incorporation)の提言は、幼児教育の、教育組織内における、例外的、埒外的在り方、殊に、そうした社会的感じを是正するものである。幼児はその特殊の心理をもつ。従つて、その教育法も特殊性をもつ。しかし、それは、教育の組織として、特殊たることを意味するものではない。「これからの幼児教育、その特殊教育扱いから脱しなければならぬ。」とは、わたくしの所為であるが、使節団報告には、それが現実的實際的に提言されているのである。但し、此の原則の意味が、保育学校なり、幼稚園なりが、独立に設立され、独立に経営せられてならぬということではないことは、いふまでもあるまい。

注

- 1 倉橋惣三「新日本建設と幼児教育の使命—民主的性格の基本を擔ふもの—」『幼児の教育』第四十五卷第一号（一九四六年十月） p2
- 2 原語は nursery schools